

# 特集3 「環境白書」40年に見る 愛知の環境のあゆみ

## 1 はじめに

本県の「環境白書」は、昭和46年の初刊（当時は「公害白書」）発行以来、今回でちょうど40冊目となりました。昭和46年当時は、公害が全国で大きな社会問題となり、本県においても県民生活に深刻な影響をもたらしていました。

先人の多大な努力の甲斐あって、現在ではかつてのような激甚な公害問題は克服されました

が、環境問題は、生活排水などの県民生活を原因とする都市生活公害が新たな問題として発生するとともに、地球温暖化、生物多様性の喪失を始めとする地球環境問題が世界的な課題となるなど、一層複雑化しています。

環境白書40年の機会に、本県のこれまでの環境のあゆみを振り返りたいと思います。

## 2 公害問題の発生から産業公害対策の時代

わが国の公害問題は、近代産業の生成発展とともに発生・推移してきました。明治時代に、鉱物採取に伴う鉱害が大きな社会問題化したことはあったものの、第2次大戦後まではそのほかの産業型公害が大きな問題となることはありませんでした。

戦後、昭和20年代後半になって、産業の復興と急速な工業化に伴い、大都市を中心として大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生しました。



工場からのばい煙

本県においても、県を挙げての工場誘致運動を行った結果、重化学工業を始めとする多くの大工場が県内に立地し、また、地元企業の工場新設・拡張も活発化しました。工業出荷額等は、昭和27年に約4千億円であったものが39年には2兆5千億円と6倍強にも急増していました。

国においては、工場排水やばい煙等による公害に対し、昭和30年代以降、個別の施策は講じてきましたが、十分な成果を上げるに至らず、このため、公害発生源の規制のみにとどまらず、予防措置を中心とした計画的、総合的な施策を講ずる公害対策基本法を42年に



魚のへい死

県の動き◎・国の動き○

1960（昭和35）

1965（昭和40）

○四日市ぜんそく、水俣病、イタイイタイ病、新潟水俣病の4大公害事件の発生

1964（昭和39）

◎公害防止条例制定・施行

1967（昭和42）

○公害対策基本法制定

制定し、以後これに沿って大気汚染防止法、騒音規制法等、個別法の整備強化がなされ、各種の具体的施策の実施が図られるようになりました。

全国の公害問題は、我が国の高度経済成長に伴って昭和44、45年頃に至って急速に深刻化し、この状況に十分対処しうる体制を整備するため、45年のいわゆる公害国会において、公害対策基本法の改正を始め、14の公害関係法案を可決成立し、法体系の抜本的改正整備を行いました。また、国レベルの対策を一元的に進めるため、46年に環境庁（現 環境省）が設置されています。

本県においても、昭和39年に、工場、事業場等の公害発生源に対する規制等を骨子とした独自の公害防止条例を制定・施行し、本格的な対策に取り組んでいましたが、公害国会を契機として、従来の条例を全面的に改正した新・公害防止条例を46年から施行することとなりました。この条例では、事業者、県等の公害防止に関する責務を規定するとともに、ばい煙、汚水、騒音及び振動について規制基準を定めるなど、公害発生源に対する規制を強化しています。また、毎年県議会に公害の状況及び公害の防止の施策に関する報告を提出することを定め、昭和46年12月に最初の公害白書が発行されました。組織面においても、昭和45年10月に公害対策局が、46年度から環境部が設置されています。

本県の環境汚染は、各種排出規制を始めとする公害防止対策の推進と、事業者による積極的な公害防止努力、さらには昭和48年、54年と二度に渡るオイルショックを契機に、事業者が省資源、省エネルギーに努めた結果、全般的には改善の傾向を見ることになりました。

大気汚染では、代表的な規制物質で見ると、工場のばい煙排出の指標である二酸化硫黄は昭和55年度以降（火山の噴火によると思われる例外年を除く。）、浮遊粒子状物質は平成21年度に、すべての常時監視測定局で環境基準を達成するに至っています。

また、水質汚濁においても、河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）を見ると、水域別の環境基準達成率は、昭和48年度には30%未満でしたが、法よりも厳しい県独自の上乗せ基準を工場、事業場に適用したことなどにより、昭和50年代には50%台まで向上し、その後も徐々に上昇し、平成21年度は96%となっております。

しかしながら、幹線道路沿道における二酸化窒素による大気汚染や、都市部を流れる中小河川や閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質汚濁など、依然として改善余地の大きい課題もあり、引き続きの対策が求められています。

また、自然環境の保全については、高度経済成長期に広域化・大規模化した開発から自然環境を保全する機運が高まり、国は昭和47年に自然環境保全法を制定し、本県においても、48年に自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を制定しました。この条例に基づき、すぐれた自然環境を有する地域を県自然環境保全地域に順次指定し、その保全を図るとともに、大規模な開発行為時の届出制度を設けるなど、自然環境の破壊の防止や植生の回復等を図っています。

#### 1970（昭和45）

- ◎公害対策局発足
- 公害対策関連14法が制定・改正（公害国会）

#### 1971（昭和46）

- ◎環境部発足
- ◎新・公害防止条例施行
- 環境庁（現環境省）発足

#### 1972（昭和47）

- 自然環境保全法制定

#### 1973（昭和48）

- ◎自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 制定・施行

#### 1974（昭和49）

- ◎自然環境保全等基本方針を策定

### 3 都市・生活型公害の顕在化

昭和50年代の急速な都市化の進展は、それまでの企業活動を主原因として発生した産業型公害とは異なる新たな問題を生み出すこととなりました。自動車の急増による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭からの生活排水による水質汚濁、人口・住宅の過密化による近隣騒音問題、人口急増による廃棄物処理の問題などがその主なものです。

これらは、一般の家庭生活を原因として発生している点に特徴があり、都市・生活型公害と呼ばれます。その発生源は、自動車や一般家庭など、個々には小さく、移動したり分散しているなど、それまでの産業型公害への対策では十分効果が出にくい分野です。例えば交通公害については、バイパス道路の建設や物流の合理化、交通施設と住宅を分離する土地利用規制などが、また、生活排水対策としては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などの多角的な手法を組み合わせた総合的な行政施策が必要となっています。

一方、公害の原因者が同時に被害者となる場合も多いことから、一般市民の環境への関心と理解を深め、日常における環境保全への認識と配慮を促進することも重要です。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化は、こうした施策の効果が十分追いつかないほど大きく、これらに対処するには、資源やエネルギーを大量に消費し、排出ガスや廃棄物などの不用物を環境中へ排出しながら発展してきた従来型の社会経済システムや生活様式自体を見直していくという視点が重要となっています。

県の動き◎・国の動き○

#### 1978（昭和53）

○水質総量規制の導入

#### 1980（昭和55）

◎愛知県生活排水対策推進要綱を制定

#### 1981（昭和56）

◎公害防止条例の一部改正（飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等）

◎愛知県交通公害対策連絡協議会の設置

#### 1983（昭和58）

◎愛知県窒素酸化物総合推進対策要綱を策定

### 4 地球環境問題の深刻化

20世紀後半の人類の活動は、科学技術の進歩に支えられて飛躍的に拡大しました。この結果、特に先進国では、かつてない物質的な繁栄を享受できるようになりましたが、その一方で、先進国では大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムが定着し、発展途上国では、爆発的な人口増加や経済的困窮を背景として森林伐採や焼畑農業が進行したことなどにより、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林減少や砂漠化、それらに伴う生物多様性の喪失といった地球規模の環境問題が顕在化するに至りました。

これらは人類の生存基盤を揺るがす問題であり、国際社会の関心が急速に高まる中、1992年（平成4年）に開催された国連の地球サミットでは、約180か国の参加により、「持続可能な開発」の実現に向けた議論がなされ、「リオ宣言」などが採択されました。また、この会議では、気候変動枠組条約や生物多様性条約といった地球環境問題に関わ

県の動き◎・国の動き○

#### 1988（昭和63）

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の制定

#### 1990（平成2）

○地球温暖化防止行動計画の決定

◎「愛知県における地球環境問題への取組方針」を策定

#### 1992（平成4）

○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）が開催（国連気候変動枠組条約、生物多様性条約など採択）

る重要な条約が採択もしくは署名が開始され、その後の国際的な枠組の基礎が形作られることとなりました。

わが国では、国際的な取組を含めた新たな環境政策の基本理念を定めた環境基本法が平成5年に制定され、本県でも、初めて基本条例の名を冠した愛知県環境基本条例を平成7年に制定し、これに基づき、持続可能な社会づくりを目指したより積極的な施策を展開することとしています。

**1993（平成5）**

○環境基本法制定

**1994（平成6）**

◎あいちエコプラン21（愛知県地球温暖化対策推進計画）を策定

◎あいちアジェンダ21を策定

○環境基本計画策定

**1995（平成7）**

◎愛知県環境基本条例の公布施行

**5 そして現在**

○ 環境問題の質的変貌を背景に、「環境白書」についても、その時々<sup>々</sup>の社会的要請に対応した課題を巻頭の「特集」記事で記述する形式が、平成8年版から定着しました。

県の動き◎・国の動き○

○ 平成8年版では、「持続可能な社会に向けた地域の取組 ～21世紀に恵み豊かな環境を継承するために～」と題して、環境基本条例制定から1年を経過した各主体の取組状況について紹介しています。

環境基本条例では、環境の保全に関する総合的な施策の推進のため、県が環境基本計画を策定することとされ、これに基づく初めての計画を平成9年に策定しました。計画の基本目標とされた「あいち環境社会」づくりに向けた取組について、平成9年版と10年版の2か年に渡り紹介しています。以後、環境基本計画は、社会情勢の変化を踏まえて、平成14年に改定計画を、平成20年に第3次計画を策定・見直しを行っており、それぞれの年に発行された白書の中で、新たな計画に基づく地域づくりについて特集で述べています。

**1997（平成9）**

◎愛知県環境基本計画を策定

○国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が京都で開催、京都議定書採択

○環境影響評価法制定

**1998（平成10）**

◎愛知県環境影響評価条例の公布

○地球温暖化対策の推進に関する法律制定

○ 平成11年版では、環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が同年に施行されるなど、大規模な開発事業の実施に当たっての環境保全の社会的要請の高まりを踏まえ、「大規模プロジェクト等と環境保全の取組」の特集を組んでいます。折しも、2005年の愛知万博

**1999（平成11）**

○ダイオキシン類対策特別措置法制定

の会場整備や、中部国際空港の建設など、ビッグプロジェクトの実施に向け、法の趣旨を先取りした環境影響評価が進められていました。愛知万博はその後、環境保全の見地から会場計画が大幅に見直されますが、地形をできるだけそのまま活かすなど、環境に極力配慮した整備が行われることとなります。



愛知万博会場

また、中部国際空港でも、海水の流れを妨げない島の形状に

したり、埋立土量を削減するなど、様々な環境配慮の取組が行われています。

- 環境基本計画では、持続可能な社会づくりに向けた基本課題として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型社会から脱し、循環型社会を形成していくことを掲げています。平成12年版の白書では、循環型社会元年と銘打った、循環型社会形成基本法の制定を始めとする各種の法整備の動きを踏まえ、「循環型社会の形成」について触れています。14年版では、「愛知県廃棄物処理計画の策定」を、15年版では、あいち資源循環型社会形成プランの策定に基づく「資源循環型社会の形成を目指して」を取り上げるなど、白書の特集でも繰り返しテーマとされています。



循環型社会の形成（レジ袋削減運動）

- 平成13年版の白書では、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の制定や、名古屋南部など道路交通環境の改善に重点的に取り組む必要がある地域を持つ本県の特性に鑑み、「自動車交通環境の改善に向けて」を特集で取り上げています。平成14年10月には、先進的な取組を盛り込んだ「あいち新世紀自動車環境戦略」を全国に先駆けて策定しています。
- 平成15年には、それまでの公害防止条例を全面改正し、自動車走行による大気汚染などの都市生活型公害、地球温暖化、化学物質対策、土壌・地下水汚染など、現在の様々な環境問題への対策も盛り込んだ「県民の生活環境の保全等に関する条例」を公布・施行しています。  
また、同年には、廃棄物の不法投棄や不適正処理などの問題を背景に、廃棄物処理法を補完する観点から、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を公布・施行しています。
- 2005年に「自然の叡智」をテーマに開催された日本国際博覧会（愛称：愛・地球博、略称：愛知万博）は、環境問題と初めて対峙した博覧会として、本県の地域環境力の向上に大きな影響を与えました。万博開催を目前に控えた平成16年版の白書では、県民の環境活動への関心の高まりを背景に、「みんなで取り組もう！環境学習」を特集のテーマに取り上げています。また、平成17年版で「愛知万博の成果と環境先進県づくり」、18年版で「愛知万博の成果の継承・発展とその結実」の特集を組み、愛知万博で行われた環境の取組と、それらの地域づくりへの継承について述べています。
- 平成19年版の白書からは、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催を睨んで、生物多様性について毎年取り上げていきます。19年版では、生物多様性と密接に関連する地球温暖化と合わ

## 2000（平成12）

- 循環型社会形成推進基本法の制定
- 資源有効利用促進法の改正、建設リサイクル法など個別リサイクル法が制定
- 自然環境保全等基本方針の改正

## 2001（平成13）

- 自動車NO<sub>x</sub>法から自動車NO<sub>x</sub>・PM法へ改正

## 2002（平成14）

- 「あいち新世紀自動車環境戦略」策定
- 愛知県廃棄物処理計画策定

## 2003（平成15）

- 県民の生活環境の保全等に関する条例の公布
- 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布
- 愛知県自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画策定

## 2004（平成16）

- あいちエコタウンプランの策定

## 2005（平成17）

- あいち地球温暖化防止戦略を策定
- 愛知万博の開催
- 愛知県環境学習基本方針を策定

## 2006（平成18）

- あいち水循環再生基本構想を策定
- 容器包装リサイクル法の改正（レジ袋利用抑制）

## 2007（平成19）

- あいちゼロエミッション・コミュニティ構想を策定

せ、「深刻化する地球環境問題」をテーマとしています。COP10開催が正式決定した後の20年版、21年版の白書では、COP10に向けた地域の取組や、「あいち自然環境保全戦略」の推進など、生物多様性に配慮した地域づくりについて紹介しています。



生態系ネットワークの形成

#### 2008（平成20）

- ◎第3次愛知県環境基本計画を策定
- ◎第二次レッドリストを公表
- ◎自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の改正
- 生物多様性保全法制定

#### 2009（平成21）

- ◎あいち自然環境保全戦略を策定

#### 2010（平成22）

- ◎生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知・名古屋で開催

## 6 終わりに

最初の公害白書の発行から40年が経過し、その間、環境に関わる課題も形を変えてきました。環境問題に対する一般市民の関心も飛躍的に高まり、今日では、地球温暖化や生物多様性を始めとして、マスメディア等で環境に関する話題に接しない日はありません。

持続可能な社会づくりを進めるに当たっては、

県民の方々を始め企業、地域、市民団体、メディアなど多様な主体が自主的にまた連携して取り組んでいただくことが不可欠であり、そのためには、身近な環境に関する情報を知ることが第一歩となります。より良い環境づくりに向けた取組を進める上で、環境白書が少しでもその「見える化」に役に立てればと願っています。